

教育研究科教科教育専攻学位論文（修士）審査基準

（審査体制）

教育研究科修士論文審査委員会は、研究科長の他に、スクールリーダーシップ開発専攻から1名、教科教育専攻内の各コースからそれぞれ1名ずつ選出され、合計9名で構成される。審査の手順は以下の通りである。

1. 研究科長は、学位論文の審査の願い出を受理したときは、運営委員会に学位論文の受理の可否を付議するものとする。
2. 研究科長は、運営委員会が受理を承認した場合には、審査委員会に審査を付託するものとする。
3. 審査委員会は、各専攻・コースから提案された学位論文の主査1名及び副査2名の適性を審議し、適切であった場合にこれを承認する。
4. 各専攻・コースは、別に定める評価項目及び評価基準をもとに最終試験を行い、その結果を修士論文審査委員会に報告する。
5. 修士論文審査委員会は、各専攻・コースから提出された報告書をもとに学位申請論文の適性を審議し、その結果を運営委員会に報告する。
6. 運営委員会は、修士論文審査委員会からの報告をもとに学位申請論文の適性を審議し、可否を判定する。

（評価項目）

- ① 教科教育の現実的問題または教科の専門領域に関する特定のテーマについての研究論文であること。
- ② 研究課題の設定が適切であること。
- ③ 研究方法の選択が妥当であること。
- ④ 先行研究を踏まえ、関連する引用文献、参考文献を明示していること。
- ⑤ 確かな論拠に基づく考察がまとめられた研究論文であること。

（評価基準）

上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、本人出席の最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。